

## 事業の概要

## 【地域支援事業】

(令和6年度予定)

	事業名	対象	事業概要
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	短期集中予防サービス（通所型サービスC）	要支援1、2 事業対象者	生活機能を改善するための運動器の機能向上を目的に、短期集中的に提供する通所サービス。
	短期集中予防サービス（訪問型サービスC）	要支援1、2 事業対象者	リハビリテーション専門職（作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等）が対象者の居宅を訪問、生活機能に関する問題を把握・評価し、必要に応じた相談・指導等を実施する。
	住民主体による第1号訪問事業（訪問型サービスB）	要支援1、2 事業対象者に対し 住民主体の生活支援活動を行う地域の団体	住民ボランティア等が主体となり、支援が必要な高齢者に対して自宅に訪問し軽度の生活支援を提供する団体を市が選定・登録し、運営に必要な経費にあてるための補助金を交付。
	介護予防講座事業	介護予防に関心がある団体等	団体からの申込により、地域の公民館等で各種介護予防講座を開催する。
	すまいるパワーアップ事業	65歳以上の人	筋力の衰えに伴う閉じこもりや、転倒事故による要介護化を予防するため、市健康福祉総合センター「ふくとびあ」の健康増進室の運営・管理。 ※利用料（すまいるパワーアップ倶楽部会員） 1回あたり110円【年25回まで】
	地区巡回型介護予防健診事業	65歳以上の人	各地域公民館単位で巡回型の介護予防健診を実施し、要介護になるリスクのある人を早期に発見し、適切な介護予防活動へ繋げるとともに、地域の介護予防の意識を高めるための啓発を行う。
	認知症支援啓発事業	認知症に関心がある人 一般市民	「認知症の人を、地域で支えるまちづくり」を合言葉に、認知症に対する正しい理解を広げ、偏見のない認知症高齢者が住みやすい環境づくりのための啓発を推進（認知症啓発イベントを年1回開催）
	地域介護予防活動支援事業	おおむね週1回以上地域で介護予防を行う団体	左記の団体に対し、光熱水費や室料などの間接経費を補助。また会場として使用する空き家空き店舗への簡易な改修費を補助。
	地域介護予防活動支援事業（外出支援活動団体サポート事業）	おおむね週1回以上地域で外出支援を行う団体	左記の団体に対し、使用する車両の貸与や安全運転講習、保険加入や運行支援を行う。
	介護予防サポーター養成事業	介護予防に関心がある人 一般市民	地域の中での介護予防を担うボランティアを養成するための講座等を実施。
地域リハビリテーション活動支援事業	おおむね週1回以上地域で介護予防を行う団体、または市内事業所	左記の団体・事業所にリハビリテーション専門職等を派遣し、より効果的な介護予防活動ができるよう助言・指導を行う。また、地域包括支援センター内にリハビリテーション専門職を配置し、地域における介護予防活動の総合的な推進を図る。	

包括的支援事業	在宅医療・介護連携推進事業	医療関係者・介護関係者及び在宅で生活する高齢者等の市民	在宅医療・介護の資源情報の把握、医療・介護連携の現状の把握と対応策の検討、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進、医療・介護関係者の情報共有の支援、医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発。
	生活支援体制整備事業	市民	地域の支え合いを推進する「生活支援コーディネーター」を配置し、生活支援や介護予防が地域の助け合いの中で提供されるような体制づくりを目指す。
	認知症地域支援・ケア向上事業	医療機関、介護サービス事業所、地域の支援機関、当事者組織など	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療機関や介護サービス及び地域との連携を図るための支援等を行う認知症地域支援推進員を配置。
	認知症初期集中支援推進事業	認知症の本人や家族	認知症になっても、本人の意思が尊重され住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症の方やその家族に対し支援を行う、医療と介護、福祉に携わる専門職から構成される認知症初期集中支援チームを設置。
	地域ケア会議事業	ケアマネジャーやサービス提供事業者等	個別ケースの検討を出発点として、ケアマネジメント支援を行うとともに、地域の課題を分析し、地域の活動や・社会資源の活用により、課題解決を目指す会議。
任意事業	介護給付費適正化事業	介護サービス利用者及び介護保険事業者	国民健康保険団体連合会の帳票やデータを活用し、点検効果が高いと見込まれる帳票について重点的に、レセプト点検を実施する。
	事業者指導事業	介護保険事業者	ケアプランチェックや集団指導、研修会を通じ介護サービスの質の確保と保険給付の適正化を図る。
	認知症高齢者家族支援サービス事業	認知症等の症状により行方不明となるおそれがある高齢者	対象者の情報をあらかじめ登録し、市・地域包括支援センター・警察署の3者で共有する。また、福岡都市圏認知症高齢者捜してメールを使って、捜索情報を協力者に一斉送信する。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見審判の申立をすることが困難な高齢者、成年後見人等、及び一般市民	成年後見申立が困難な方の申立手続きを支援、又は市長が申立する。 申立費用や成年後見人等の報酬を助成する。 成年後見制度の啓発のための研修会を開催する。
	住宅改修支援事業	要支援・要介護の方で、住宅改修支援の必要な高齢者	介護保険の住宅改修の申請に係る理由書作成費用を助成する。
	配食サービス事業	独居または高齢者のみ世帯で、身体的に食事の確保が困難であり、外部からの見守りが必要な人	栄養バランスのとれた夕食（弁当）を週5回を限度に配達し、栄養状態の改善や保持をはかるとともに安否の確認を行う。
	認知症サポーター育成事業	認知症に関心がある人、市内事業所および一般市民	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを育成。 認知症セーフティネットワーク蓮華草に講師・協力を依頼、地域の活動団体や事業所のほか、小中学校及び高校でも数多く実施。

地域支援事業の全体像

地域支援事業	<b>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）</b> ○介護予防・生活支援サービス事業      ○一般介護予防事業
	<b>包括的支援事業</b> ○地域包括支援センターの運営（地域ケア会議の充実） ○在宅医療・介護連携の推進 ○認知症施策の推進（認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員等） ○生活支援サービスの体制整備（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置等）
	<b>任意事業</b> ○介護給付費適正化事業      ○家族介護支援事業      ○その他の事業

## 【保健福祉事業】

(令和6年度予定)

事業名	対 象	事業内容
介護用品購入費助成事業	福津市被保険者で要介護3以上、常時介護用品が必要な在宅の高齢者（非課税世帯）	介護者の負担軽減、健康衛生の保持のため、紙おむつや尿取りパッド等を月に1度、指定の業者が自宅へ配達、もしくは購入費を補助。 ※利用者費用負担 利用額（限度額：月額5,000円）の1割

## 【一般事業】

事業名	対 象	事業内容
はり灸治療費補助事業	65歳以上の高齢者	健康の保持・増進のため、はり及び灸の施術に要する費用の一部を助成。※1回500円、月5回を限度。
緊急通報システム事業	ひとり暮らし等で、発作を伴う病歴等により緊急時の対応が困難な高齢者	緊急通報装置、ペンダント型発信機等を設置し、緊急時の連絡手段を確保。
高齢者住宅改造費補助金交付事業	在宅で生活しており、段差解消等の住宅改造を必要とする高齢者	在宅の要介護高齢者に対し、バリアフリーなど高齢者に配慮した住宅改造に必要な工事費を助成。介護保険の住宅改修費が20万円を超えた場合、1住宅1回に限り住宅改造の工事費用を30万円を限度に補助。
敬老事業	88歳、100歳、市内最高齢の高齢者	長寿を祝福し敬意を表して、敬老祝金や記念品を支給する。 88歳（1万円）、100歳（3万円とお花）、市内最高齢（お花）
老人クラブ助成事業	老人クラブ（連合会・単位クラブ）	高齢者の生きがいづくりや健康づくりのため、またボランティア活動を推進し、地域社会を豊かにする活動を支援するため、補助金を交付。
シルバー人材センター活動支援事業	シルバー人材センター	高齢者の社会参加、勤労機会の拡大を図るため、シルバー人材センターの活動に対して補助金を交付。
ひとり暮らし高齢者等見守り事業	65歳以上で在宅で生活している人	緊急時や災害時だけでなく、日ごろから地域で支えあう仕組みづくりのため、地域支えあい連絡カードの登録を通し、高齢者の日常の見守り活動を支援。
老人福祉施設入所措置事業	身体上・精神上・環境上・経済上の理由により、居宅において生活が困難な高齢者	老人福祉法第11条に基づき、養護老人ホームへの入所措置を行う。
市民後見推進事業	市民後見人制度に理解・関心がある人。	市民後見人が安心して活動できるよう、市民後見人登録者を対象としたフォローアップ研修、成年後見運営委員会の開催など、市社会福祉協議会に事業を委託し、支援体制づくりをする。